

# 令和3年度佐井村奨学金貸与申込について 佐井村教育委員会

令和3年度の奨学金貸与希望者を事前に把握するため、別紙の申込予定書を提出していただいています。  
対象者は、令和3年1月8日（金）までに、次のとおりお申込みください。

## 【対象者】

佐井村に居住する方の子弟で、高等学校（特別支援学校を含む）、高等専門学校、養成施設、短期大学、大学等へ入学又は在学している方で、佐井村奨学金の貸与を希望し、以下の内容（奨学金の返還について）を理解していただける方。

## 【申込方法】

別紙「申込予定書」に必要事項を記入し、新規で貸与を希望する場合は奨学生と保護者同伴のうえ、教育委員会へ持参ください。なお、継続貸付希望者で持参が困難な場合は、保護者のみの持参を認めます。

## 【申込期間】

令和2年12月1日（火）～令和3年1月8日（金）

（ただし、土・日・祝祭日及び令和2年12月28日～令和3年1月3日までは受付できませんのでご注意ください。）

## 奨学金の返還について

佐井村奨学金貸付金は、奨学生からの返還金が原資となっており（奨学生からの返還金が次の奨学生への貸付金になる。）、返還が円滑に行われなければ今後の貸付に重大な支障を及ぼすことになります。

累積滞納額については納付相談や督促状の送付、個別訪問などを徹底して行い毎年約200万円の返還があります。

貸与を希望する一人一人が自覚を持ち、当たり前のことですが『借りたら返す』ことを念頭に置き、保護者とともによく話し合って貸与から返還までを考えてください。

また、奨学金の返還は原則奨学生であるため「保護者が借りたから。」「自分は知らない。」ではなく、『奨学生自身が奨学金の貸与を受け、返還時期には責任を持って返還する。』ことを自覚していただくため、申込時に保護者同伴でお越しいただいております。

滞納が続くと奨学生だけではなく、保証人（保護者）や連帯保証人に返還をお願いすることになり、実際に連帯保証人が返還する事例もありますが、それも難しい場合は法的措置をとることになります。

返還についての相談は随時受け付けておりますので、何らかの事情があり「納付書の金額どおりの返還ができない」、「少し待って（猶予して）欲しい」などのほか、些細なことでもそのままにせず必ずご連絡ください。

## 佐井村奨学金の貸与条件

### ◎ 奨学金貸与の所得制限

貸付者には所得制限があります。医学部及び歯学部の大学については、奨学生の保護者（父母）の前年の合計所得金額が550万円までが対象となり、医学部及び歯学部の大学以外の学校については、奨学生の保護者（父母）の前年の合計所得金額が450万円までが対象となります。

### ◎ その他

村の奨学金貸与制度によらず、他の奨学金貸与制度で貸付を受けられる奨学生は、そちらの制度に申し込まれるようお願いする場合があります。

## 貸付月額と返還方法

学校卒業6ヶ月後から返還が開始されます。貸与の月額は返還する時のことも考え、上限以内で借り入れする額を決めてください。ひとり親世帯または生活保護世帯、同一世帯に2名以上の奨学生のいる世帯は、それぞれに対し10,000円以内の加算額がありますが、返済額も増額になりますので十分検討してください。

学校種別	貸付月額
高等学校、高専3学年まで、養成施設及び教育委員会が認める各種技術・技能養成機関	25,000円以内
高専4学年以上、短期大学、医学部及び歯学部を除く大学	35,000円以内
医学部及び歯学部の大学	200,000円以内

## 返還方法（返還年数）

① 貸付期間3年以下の場合、返還期間は10年以内で選択し、貸与総額を選択した期間で除した額を年間の返済額とし、月賦または年賦で返還する。

（例1）貸付3年、10年で返還： $\frac{\text{3年借入総額}}{\text{10年}} = \text{年間返済総額}$

② 貸与期間が3年を超える場合は、返還期間は20年以内で選択し、貸与総額を選択した期間で除した額を年間の返済額とし、月賦または年賦で返還する。

（例2）貸付7年、20年で返還： $\frac{\text{7年借入総額}}{\text{20年}} = \text{年間返済総額}$

③ 上記の他、全部または一部を一時に返還することができる。

※ 返還途中でも、返還期間内であれば途中で返還年数を変更することも可能ですので、お気軽にご相談下さい。

## 奨学金の返還免除

貸与終了後、村内に居住したとき返還額の全額または一部を免除することができます。

ただし、官公庁などに正規職員として勤務した場合や、免除決定後に他の市町村に転出し居住実態が確認できない場合は、免除の対象となりません。また、上記免除については平成29年4月以降に初回の返還が開始する奨学生から適用となります。そのほか、むつ下北管内の公立病院などに医師として勤務した場合など免除対象となりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

## 【担当】

佐井村教育委員会 生涯学習課 佐藤

電話 0175-38-4506（教育委員会直通）